

3級公式テキスト〔改訂15版〕（2024年7月20日発行）

該当箇所	誤	正
100 ページ 3 商標登録の要件 (3) 商標登録を受けることができない商標 ⑤商品の品質等の誤認を生じるおそれのある商標 8行目	である一方、指定商品「 じゃがいも 以外の野菜」が有する品質とは異なるため、この規定に該当すると判断されます。	である一方、指定商品「 じゃがいも 以外の野菜」が有する品質とは異なるため、この規定に該当すると判断されます。